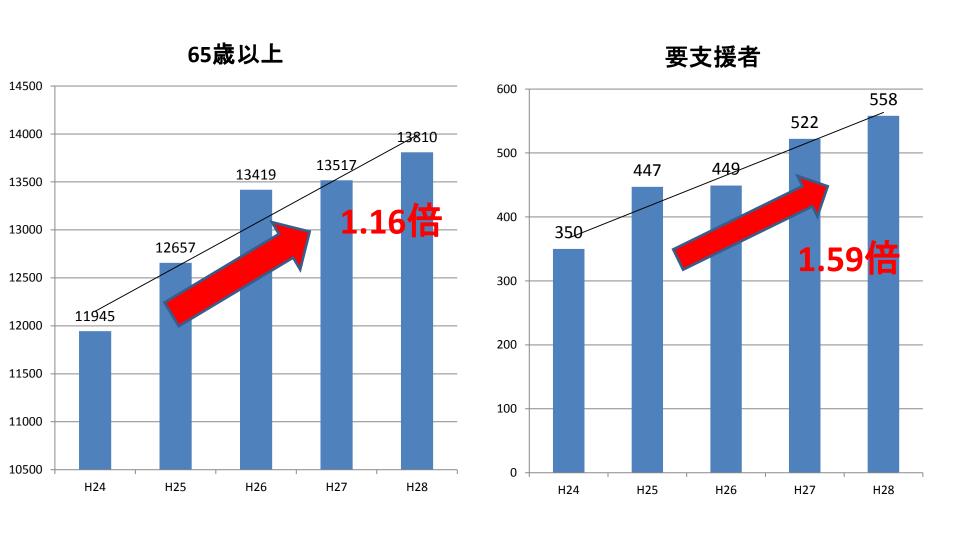




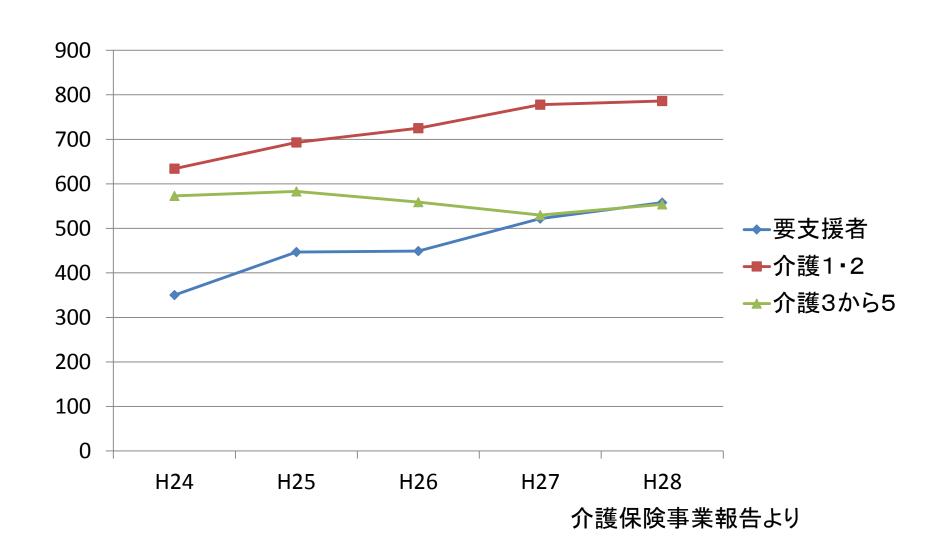
知立市 介護予防・日常生活支援総合 事業の考え方



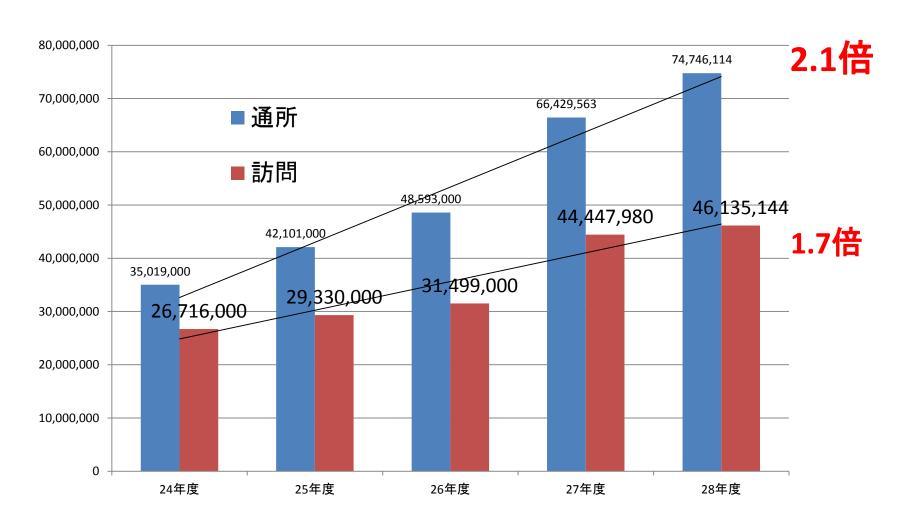
高齢者人口と要支援認定者人口の年次推移について



要介護度別人数の年次推移について



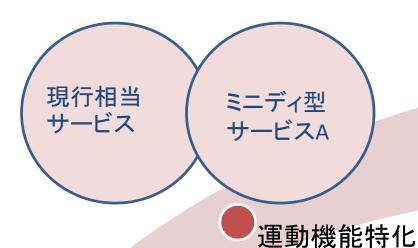
要支援者の通所・訪問サービス給付費の推移



介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方

• 従来、介護予防訪問介護及び介護予防通所 介護により提供されていた専門的なサービス に加え、緩和された基準によるサービス、住 民主体の支援等の多様なサービス、一般介 護予防事業の充実を図り、高齢者福祉サー ビスや生活支援サービスも活用することによ り、要支援者等の能力を最大限いかしつつ、 状態に応じたサービスを選択する。

知立市の総合事業の基本的な考え方

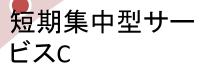




- ・地域サロン
- ・地域ラジオ体操
- •音楽介護予防教室
- 健ボラウォーキング
- ・いき活き教室
- ・やるっぴ教室
- やるっぴ!まちかど運動教室







(やるっぴ集中リハ)





介護予防・生活支援サービス事業(通所型イメージ)



介護予防・生活支援サービス事業における通所型の多様なサービスには、「保健・医療」の専門職が介入する【通所型サービスC】、基準を緩和した【通所型サービスA】、住民主体による支援としての【通所型サービスB】や従前からの介護予防通所介護などが、現行の通所介護相当として、【通所介護】と示されています



通所型サービスC



通所型サービスA



現行相当 通所介護

やるっぴ集中リハビリ(訪問型イメージ)



【訪問型サービスC】

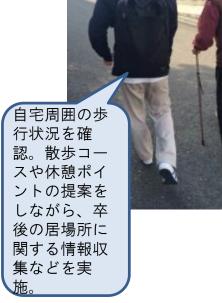
家屋内の環境調査や段差解消についての代替 案の提案、福祉用具や住宅改修の必要性の判 断やセルフケアの提案、歩行状況の確認や安 全な歩行方法の提案など、保健・医療の専門職 による個別指導を行うもの。



腰痛予防の体操をセルフケアで実施できるよう指導。



転倒を繰り返しているため、足首の固さをチェックし、セルフケアの方法を提



一般介護予防事業(イメージ)





ションの専門 職等が住民主 体の活動に関 与し、地域の 介護予防の取 組を機能強化 する。

リハビリテー



やるっぴまちかど運動教室

地域リハビリテーション活動支援事業 (サロン運営者に実務研修)



高齢者サロン (元気高齢者がサロンを運営)



認知症予防教室 (コグニサイズを用いた認知課題運動)



お食事付サロン (元気高齢者が食事会を運営)

地域の通いの場の充実

自分の足で歩いて通える場所に・・・

「やるっぴ!まちかど運動教室」

介護予防や介護保険を卒業した自立した高齢者 が週1回の運動を継続し機能維持を目指すもの H29年度 5か所 ⇒ H30年度 8か所

「地域サロン」

地域住民を主体として地域交流の機会を 提供する通いの場 H29. 11現在 23か所

地域住民を主体とした支え合いの創出



| | 訪問型サービスB | 通所型サービスB |
|--------|---|-----------------------------------|
| サービス内容 | ごみ出し・庭の剪定・ 電球交換・大掃除・ 家具の移動などの生活援助 | 介護予防・住民間の交流、生きが いづくりを目的とした通いの場 |
| 対象者 | 65歳以上の全ての方 | 65歳以上の全ての方 |
| 提供時間 | 60分以内 | 1回2時間以上 |
| 提供者 | NPO 住民ボランティア等 | NPO 住民ボランティア等 |
| 利用者負担 | 団体が定める額 | 団体が定める額 |



介護予防ケアマネジメントの 考え方について

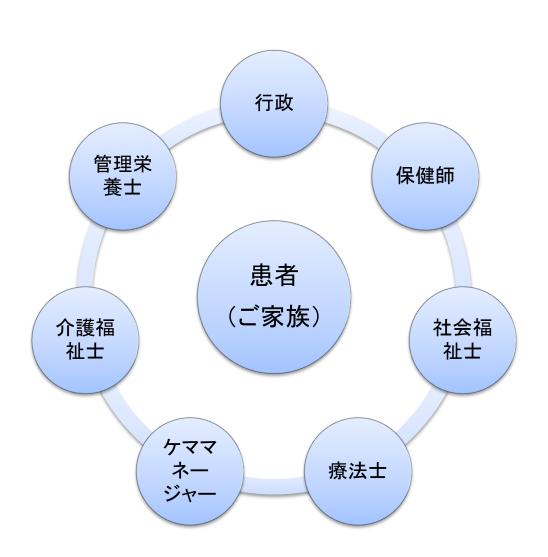


介護予防ケアマネジメントの充実

- 介護予防と自立支援の視点を踏まえ、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から、必要な援助を行うことを目的としています。
- サービス利用を終了した場合においても利用者のセルフケアとして習慣化され、継続される必要があります。対象者が主体的に取り組めるように働きかけるとともに、知識や技術の提供によって対象者自身の能力が高まるような支援が重要です。
- 必要に応じて住民主体の支援等多様な サービスを効率的に利用促進することと ともに、自立支援・重度化予防につなげ ることが重要になります。



多職種連携会議



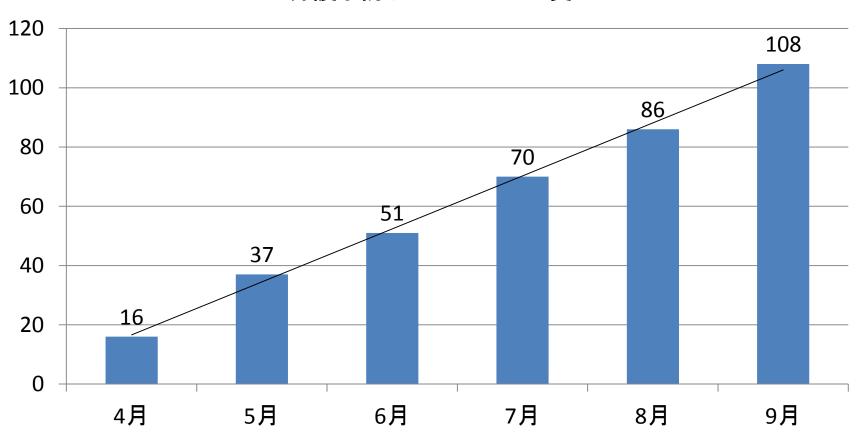


給付管理について

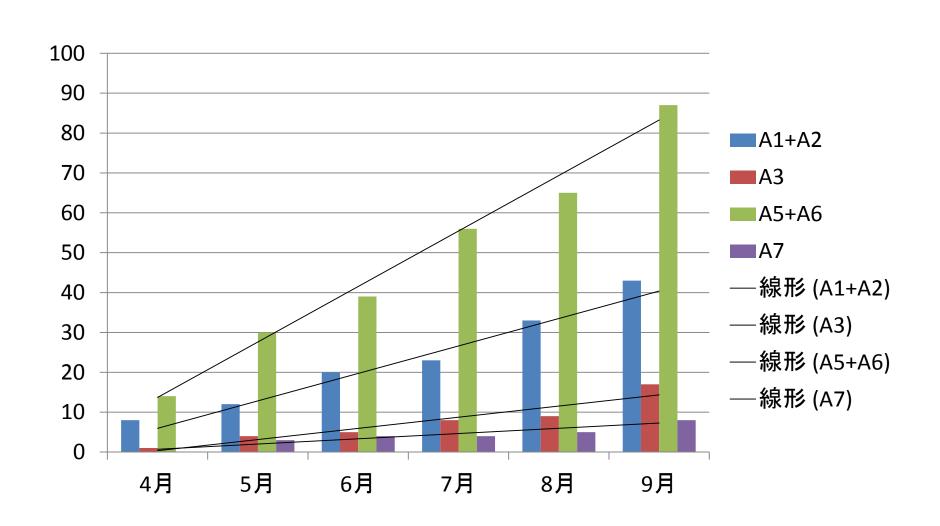


サービス利用状況

介護予防ケアマネジメント費



サービス利用状況



介護予防支援と介護予防ケアマネジメント

| 利用者区分 | 利用サービス | プラン費請求 | コード | 請求先 |
|-------|-----------------------------------|-------------------|-----|-----|
| 事業対象者 | 事業のみ (訪問・通所サービスのみ) | 介護予防ケアマ ネジメント費 | AF | 知立市 |
| 要支援1 | 給付のみ 給 訪問サービス 付 + 通所サービス | 介護予防支援費 | 46 | 国保連 |
| | 事業のみ (訪問・通所サービスのみ) | 介護予防ケアマ ネジメント費 | AF | 知立市 |
| 要支援2 | 給付のみ 給 訪問サービス 付 通所サービス | 介護予防支援費 | 46 | 国保連 |
| | 事業のみ (訪問・通所サービスのみ) | 介護予防ケアマ ネジメント費 | AF | 知立市 |

^{*} 予防給付のサービスを一つでも使用している場合は、介護予防支援費。事業のみは介護 予防ケアマネジメント費となり、月ごとに変わる可能性もあることに注意

併用できるサービス

| | | 訪問型サービス | | | 通所型サービス | | |
|-------|-----------------|----------|-----------|----------|----------|-----------|-----------|
| | | 現行相 当 | サービ スA | シル バー | 現行相 当 | サービ スA | サービ スC |
| 訪問型サ | 現行相当サー ビス | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| サービ | サービスA | 0 | | × | 0 | 0 | 0 |
| ス | シルバーいち ごサービス | 0 | × | | 0 | 0 | 0 |
| 通所型サー | 現行相当サービス | 0 | 0 | 0 | | 0 | × |
| ぜ | サービスA | 0 | 0 | 0 | 0 | | × |
| ス | 短期集中サー ビスC | 0 | 0 | 0 | × | × | |

総合事業におけるサービスコードについて

(1)訪問型サービスの場合

| コード | 種類 | 内容 |
|-----|------------------------------|--|
| A1 | 訪問型予防給付相当サービス(みなし事業所) | 総合事業のみなし指定 (H27. 3.31までに予防給付の県の指定)を受けた事業 所が請求するコード |
| A2 | 訪問型予防給付 相当サービス(相 当事業所) | 知立市が指定した事業所が請求するコード |
| A3 | 訪問型基準緩和 サービス | 知立市が指定した事業所が請求するコード |
| A4 | なし | なし |

総合事業におけるサービスコードについて

(2)通所型サービスの場合

| コード | 種類 | 内容 |
|-----|------------------------------|--|
| A5 | 通所型予防給付相当サービス(みなし事業所) | 総合事業のみなし指定 (H27. 3.31までに予防給付の県の指定)を受けた事業 所が請求するコード |
| A6 | 通所型予防給付 相当サービス(相 当事業所) | 知立市が指定した事業所が請求するコード |
| Α7 | 通所型基準緩和 サービス | 知立市が指定した事業所が請求するコード |
| A8 | なし | なし |

基本報酬の考え方について

- 予防給付相当サービス(A1·A2·A5·A6)の考え方
 - ①「1回単価」・「月単価」の設定があるが

基本的に「月単価」で算定する

- ②ただし、1回あたりの単価設定による報酬を用いる こともある。
- 月途中の<u>退院</u>および<u>入院</u>による<u>利用開始</u>および<u>利用</u> 中止
- ・サービスAとの併用
- ★入退院を伴わない体調不良や利用者の都合による 欠席の場合は「月単価」で算定

基本報酬の考え方について

基準緩和サービス(A3-A7)の考え方

①「1回単価」・「月単価」の設定があるが
基本的に「1回あたり単価」で算定する

- ②ただし、<u>月単価</u>設定による報酬を用いることもある。
- ・週に1回程度(2回程度)の場合1か月の提供回数が4回(8回) を超えたとき

現行相当サービスとサービスA併用の考え方

- サービスを併用する場合には、回数あたり単価を使用し、両サービスを合計した単位数で請求する。
- ・両サービスの単位数(加算を除く)の合計に、上限が設けられる。

| 訪問型 | 上限 | 対象者 |
|--------|-----------|--------------|
| 週に1回程度 | 1,168単位/月 | 事業対象者・要支援1・2 |
| 週に2回程度 | 2,335単位/月 | 事業対象者・要支援1・2 |
| 週に3回程度 | 3,704単位/月 | 事業対象者・要支援2 |

| 通所型 | 上限 | 対象者 |
|--------|-----------|------------|
| 週に1回程度 | 1,647単位/月 | 事業対象者•要支援1 |
| 週に2回程度 | 3,377単位/月 | 事業対象者・要支援2 |

医療介護 連携 自立支援

介護予防 総合事業

介護予防

地域ケア会 議

医療介護連 携



総合事業

認知症地域 支援推進員 自立支援ケア マネジメント

認知症 総合支援

通いの場

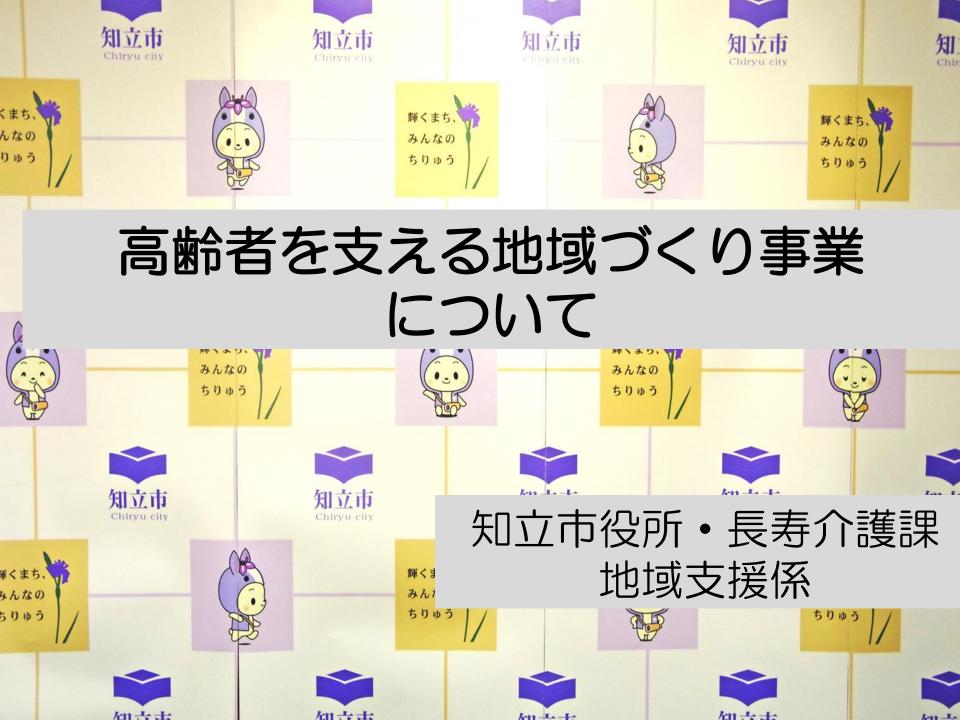
生活支援コー ディネーター

生活支援体制整備



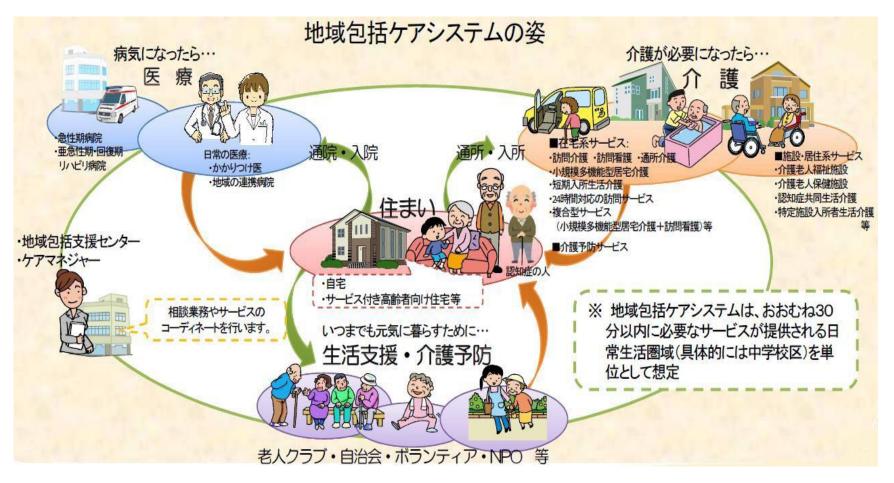


ご静聴ありがとうございました



地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケア システムの構築が重要



「知立市高齢者等を支える地域づくり事業」について

- (1)高齢者等に対する「緩やかな見守り」の実施 日常業務の中で、高齢者の異変に気付いた場 合、知立市に状況を連絡
- (2)認知症の方やその家族を支える地域づくりへの協力

「認知症サポーター養成講座」の受講等により認知症に関する正しい知識の習得に努めるとともに、認知症の方や家族が困っている場合、可能な範囲で支援

(3) 高齢者等の消費者被害の防止

日常業務の中で、高齢者等の消費者被害の兆候を察知した場合、消費者センター等に連絡

(4)その他地域活動の支援

介護予防、高齢者の虐待防止、認知症徘徊行動等による行方不明高齢者の早期発見等可能な範囲で協力



協定締結先事業所

- 新聞販売店(中日•朝日•読売•毎日新聞店)
- 旅客運送事業者
- ・ガス事業者(東邦ガス・知立ガス協同組合)
- ・コンビニエンスストア
- 金融機関
- 中部電力
- 協同組合(JA・南医療生活協同組合 かりや愛知生活協同組合)

43事業所

「知立市高齢者等を支える地域づくり事業」について



平成29年7月18日 知立市中央公民館講堂

協定締結事業所

平成30年1月10日(水)

- ユニー(株)ギャラリエアピタ知立店
- 野村開発(株)
- A-care(株)からだ元気治療院
- スーパーやおすず(株)





在宅医療•介護連携推進事業

1. 30年度以降の取組みイメージ



刈谷市・知立市・高浜市

- 8項目のうち3項目
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (工) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

連↓携

刈谷医師会



● 8項目のうち**4項目**

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供 体制の構築推進
- (力) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発



※職員1名配置を想定



刈谷豊田総合病院

刈谷・知立・高浜在宅医療介護連携センター設置

● 8 項目のうち **1 項目**

(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

⇒刈谷・知立・高浜在宅医療・介護連携支援センター

- (1) 在宅医療・介護連携を支援する相談窓口 の運営
- (2) 医療・介護関係者・地域住民からの在宅 医療・介護連携に関する相談への対応等
- (3) 地域包括支援センターとの連携



【医療職】

※医療職1名配置を想定

えんjoyネット知立(電子@連絡帳)について

- •高いセキュリティが担保されたインターネット環境において、対象の療養者(在宅医療・介護を受ける高齢者など)に関係する登録されたスタッフだけが、記事の投稿や閲覧等による情報共有が可能な、多職種連携のためのネットワーク(ICT)です。
- ・情報共有のためのシステムとしては、「電子@連絡帳」を利用し、知立市が医療機関、介護保険サービス事業所、地域包括支援センター等を代表する委員で構成される知立市医療・介護・福祉ネットワーク協議会と協議してすめます。





ホーム

えんjoyネット知立とは

ご利用までの流れ

情報共有までの手順

登録機関

サポート窓口

えんjoyネット知立とは

えんのVネット知立とは

ることでアシステムにおいて、特に、医療ニーズと介護ニーズの高い高齢者を地域で支えていくためには、 これいて提供される訪問診療等の在宅医療が必要不可欠です。

医師や看護師、ケアマネジャーなど多職種の顔の見える関係作り、よりスムーズな連携体制を構築す ICTIこよる多職種間での情報共有を図る医療・介護・福祉ネットワーク「えんjoyネット知立」を確立しまし

えんloyネット知立は、インターネット上でサービス利用者の情報を共有することで、サービス利用者に関わるす べての職種が、チームとなって医療・介護を提供できる仕組みになっています。

在宅医療介護の多職種間でのスムーズな連携・情報共有において、えんjoyネット知立をご活用ください。



電子@連絡帳



利用には事前の利用者登録と利用証明書の インストールが必要です。施設登録から進 🚛 🚮 🛕 🐸 🗓 🧀 🗿



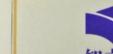




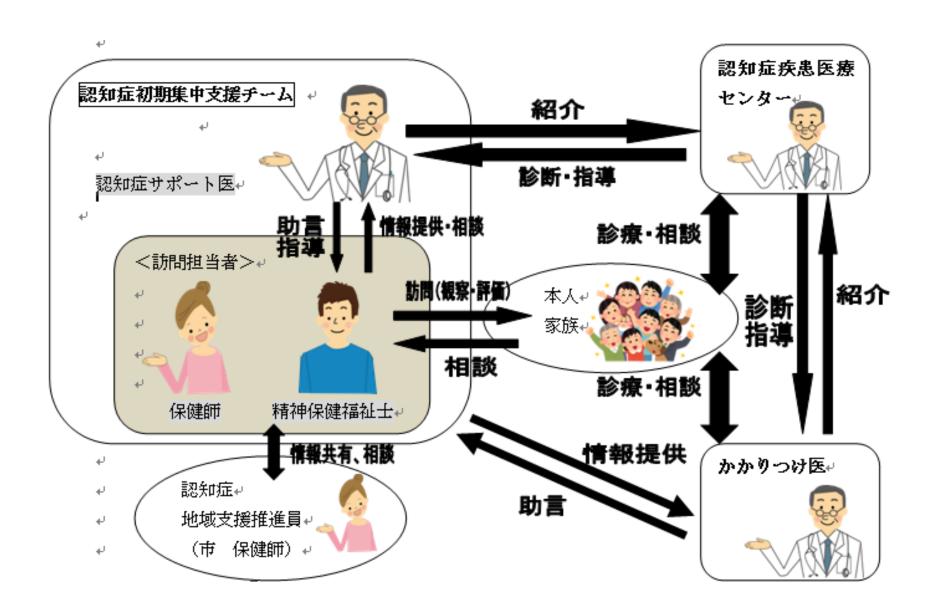








認知症初期集中支援チームイメージについて



認知症初期集中支援チーム支援の進め方について

① 相談↓

本人、家族、近隣や民生委員等からの相談や

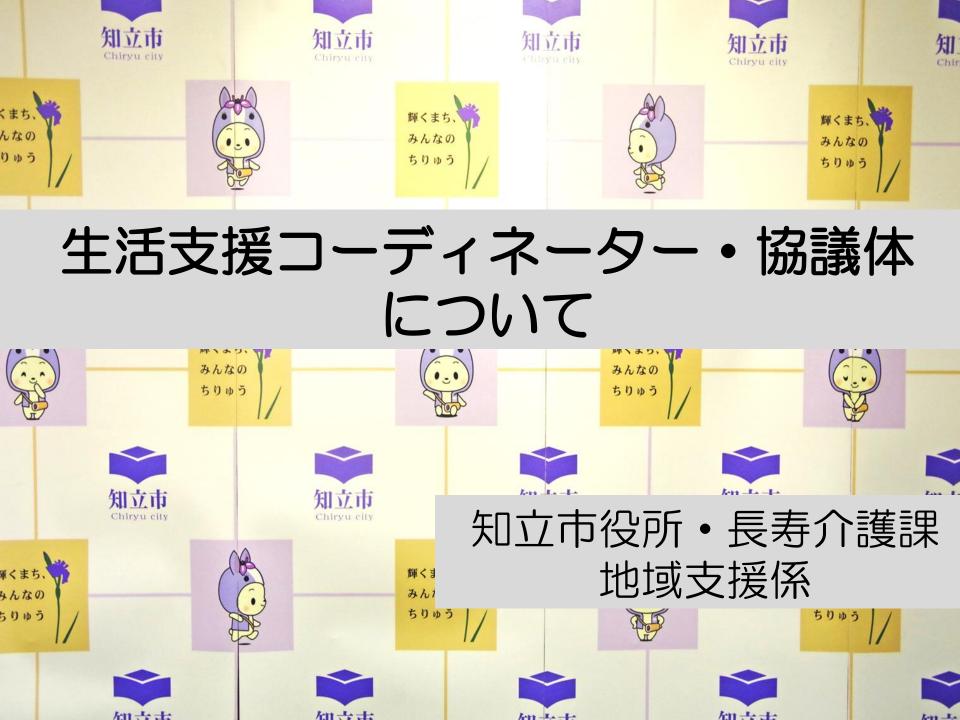
②対象者の情報把握+

要介護認定の有無(過去も含む)や認定内容(身体状況、生活環境等)、関係機関の関与等の情報把握型

- ③初回アセスメント訪問↓
- ・認知機能、身体機能等のアセスメントに必要な情報収集→
- ・基本的な認知症に関する情報提供↓
- ・介護保険の制度利用、治療継続に関するメ リットの説明等↓
- ④チーム員会議↩
- ・アセスメント内容の総合チェック↩
- ・専門医療機関への紹介や介護保険サービス
- の利用等の必要性についての検討₽
- ・受診に向けた適切な方法の検討√

- ⑤初期集中支援の実施↓
- ・受診や介護保険サービスについて勧奨・誘導↓
- ・本人、家族への教育的支援や重症度に応じた アドバイス、身体、生活環境の改善等↓
- ・権利擁護に向けた調整等↓
- ⑥急性増悪期のアウトリーチや電話相談→ 症状悪化や治療拒否等の支援、相談→
- ⑦チーム員会議に終了の判断、引継ぎ等↓
- ・支援方針に基づき一定程度の目的が達せられたこと等を判断した場合に会議にて支援終了の判断→
- ・関係機関への引継ぎ等↓
- ⑧終了後のモニタリング↓

自宅訪問や引継ぎケアマネへの聞き取り等により医療、介護サービスの継続等を確認。↓



多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合 等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を目指す



- ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の体制づくり
- 「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置や協議体の設置



バックアップ

市を核とした支援体制の充実・強化(コーディネーターの配置、 協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等)

➡ 民間とも協働して支援体制を構築

組

(1)生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置 ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA~Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A)資源 開発

- 〇 地域に不足するサービスの創出
- 〇 サービスの担い手の養成
- 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など

(B) ネットワーク構築

- 〇 関係者間の情報共有
- サービス提供主体間の連携の体制づく り など

(C)ニーズと取組のマッチン グ

○ 地域の支援ニーズとサービス提供主 体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の日常生活圏域(中学校区域等)があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発(不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保)中心
 - ② 第2層 日常生活圏域(中学校区域等)で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開
- ※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2)協議体の設置 ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

云悀佂広人

等

※1 コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が 活用できる仕組みとする予定であるが、市や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

移動スーパー とくし丸



お刺身、寿司、惣菜、お肉、野菜・果物、パン・お菓子、日用品…軽トラにたっぷり 300品目!見て買えて、注文もできる…とっても便利な移動スーパーです!



訪問先募集中!

ご連絡はコチラ

移動スーパー『とくし丸』は、お買物に困っ ている皆さんの味方です。 お近くに来て欲しいという方は、ぜひご連

絡下さい。

スーパーヤオスズ(株)本部

〒448-0047 愛知県刈谷市高津波4丁目504

9:00~14:00 TEL:0566-24-0387

ヤオスス

スーパーヤオスズ(株)

とくし丸事業部【担当:加藤・田中】 TEL: 090-1748-1940

電話受付時間

9:00~18:00

電話受付時間

ブルーチップは、「とくし丸」を全国に広める活動を行っています。 ブルーチップ

